

## 赤穂市総合計画審議会の会議傍聴要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、赤穂市総合計画審議会の会議運営要領第6条の規定に基づき、赤穂市総合計画審議会（以下「会議」という。）の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

## (傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、受付で傍聴申込票（別記様式）に住所、氏名を記入し、整理券の交付を受けなければならない。

2 傍聴の受付は、会議開催予定時刻のおおむね30分前から先着順で行い、15分前に終了するものとする。

## (傍聴定員)

第3条 会議の傍聴人の定員は、原則として10人以内とする。ただし、会場の規模に応じて増減することができる。

## (傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、議長の指示に従い、会議の進行の妨げになる行為及び人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしてはならない。

2 傍聴人は、写真撮影、録画及び録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りではない。

## (議長の指示)

第5条 議長は、前条に規定する遵守事項に従わない傍聴人に対し、退場させることができる。

## (補則)

第6条 この要領に定めのない事項は、議長が会議に諮り別に定める。

## 付 則

この要領は、平成22年6月25日から施行する。